

JICA 防災分野ポジションペーパー

1. イシューにかかる概況・取り巻く環境

1-1. 世界の現状

自然災害による経済被害及び損失は拡大傾向にある。2005年から2015年の10年間において、死傷者数は210万人以上、被災者は15億人、経済損失は1兆3千億ドル以上と報告されている¹。各国において防災への取り組みが進み、災害対応能力が向上しつつあるが、それを上回るスピードで災害に曝される人口増加や開発成果の蓄積が進み、無秩序に都市化されている地域の増加により災害に脆弱な地域が偏在している。併せて、気候変動の影響等によって災害が頻発化・甚大化しており、脅威（ハザード）が大きくなっているという見方もあり、災害リスクが増大している。経済規模が小さい後発開発途上国や小島嶼国は、先進国と比較し、災害後の復旧・復興に時間がかかり、災害が開発の大きな阻害要因となっている。また、企業・経済のグローバル化に伴い、一国で発生した局地的災害であっても、世界規模の経済的影響を引き起こしている場合²がある。

このように、災害はそれまでの開発の成果を奪い、災害からの復旧が遅れることで開発の機会を逸する原因となる。また、災害に脆弱な貧困層が貧困と被災の負のスパイラルに陥るリスクが生じていることから、防災は開発の前提条件であるとの認識が世界的に浸透しつつある。

一方で、1990年から2010年までの防災に係る国際協力の動向を概観すると、世界全体の協力額のうち災害後の救助・医療活動等に係る応急対応に65.5%、復旧・復興に21.8%がそれぞれ支出されており、災害前の予防に支出されている割合は、わずか12.7%という調査結果がある³。このことは、従来、自然災害への対応は、事後対応が中心で災害前の平時における開発課題として十分に対応されていなかったことを示している。

¹ 仙台防災枠組

² 2011年にタイで発生した洪水によって、日本を含む海外の企業が進出している工場地帯が被災した結果、電子部品の供給が停止し、それら部品を組み立てている自動車、時計等の製造が減産した、等の事例がある。

³ GFDRR and ODI (2013) Financing Disaster Risk Reduction – A 20 year story of international aid

1-2. 国内外の援助潮流・動向

(1) 国連防災世界会議と仙台防災枠組

「国連防災世界会議」は、第1回会議が1990年から1999年の「国際防災の10年」の中間レビューとして1994年に開催されて以降、過去3回すべてを日本政府がホストし、それぞれの成果文書はその後の世界的な防災の方針となった。直近の第3回会議（2015年3月）では、180か国以上の国連加盟国によって「仙台防災枠組 2015-2030（以下、「仙台防災枠組」という。）⁴」が採択された。

同枠組では、過去2回の成果文書である「横浜戦略」及び「兵庫行動枠組」を踏まえ、「期待される成果」として「災害リスク及び災害による損失の削減」が、成果を達成するための「ゴール」として「新たなリスクを防ぎ、既存の災害リスクを削減すること」が設定された。さらに、これらの進捗状況を評価するため、7つの「グローバルターゲット⁵」が設けられている。これら以外に、各国政府が防災の第一義的責任を有することや、女性や若者のリーダーシップの促進等の「指導原則」、及び、「期待される成果」と「ゴール」を実現するための具体的な4つの「優先行動」等で構成される。

2017年2月には、グローバルターゲットの指標と関連用語の定義が国連総会で採択された。グローバルターゲットのうちターゲット(e)「中央及び地方の防災戦略を策定する国を増加させる」の達成期限のみ2020年までとなっており、その達成が喫緊の課題である。

(2) SDGsをはじめとする国際アジェンダへの反映

2015年は、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された国連サミット（9月）だけでなく、第3回開発資金国際会議（7月）、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（11～12月）等、その後の開発の方向を決定する国際会議が開催された年であった。これらの国際アジェンダの中で最初に採択された仙台防災枠組は、防災分野の枠組みを決めるのみならず、その後に開催されたこれら国際会議の成果文書と相互に影響する結果となった。特にSDGsのゴール1、11、13のターゲットの指標は、仙台防災枠組と同じものにするといった調整が図られ、防災が持続可能な開発に不可欠な要素という認識が広く浸透する契機になった。

⁴ 仙台防災枠組の構成は次のとおり。I. 前文、II. 期待される成果とゴール、III. 指導原則、IV. 優先行動、V. ステークホルダーの役割、VI. 国際協力とグローバルパートナーシップ。

⁵ グローバルターゲットは次のとおり。(a) 死亡者数の削減、(b) 被災者数の削減、(c) 災害による直接経済損失の削減、(d) 重要インフラへの損害や基本サービスの途絶の削減、(e) 国家・地方の防災戦略策定、(f) 国際協力の強化、(g) 災害関連情報へのアクセス向上。

(3) 防災の英語訳について (DRR と DRM)

仙台防災枠組の原文(英語)は、Sendai Framework for Disaster Risk Reduction という。同枠組の交渉プロセスにおいて、Disaster Risk Reduction (DRR : 災害リスク削減) が究極の目標かつ上位概念であり、Disaster Risk Management (DRM : 災害リスク管理) は、その達成手法である、との議論がなされた結果、この英語が採用された。このため、JICAにおいて「防災」を「災害リスク削減」の意味で使用する場合は、DRR を用いる。特に災害リスク削減を目指した協力では、構造物対策及び非構造物対策を適切に組み合わせたリスク削減が必要であり、Management の概念における災害保険やリスクファイナンス等によるリスク移転が対策の中心とならないよう留意する必要がある。

2. 日本の防災に係る取り組み

2-1. 日本における防災の取り組みと比較優位性

(1) 自然災害を受けやすい国土

日本では、地理的・気候的要因から、地震、津波、火山、台風、洪水、土砂災害、雪害等、多様な災害が発生し、古来より被害を受けている。特に東京、大阪といった人口が集中した大都市圏は河口の低地に位置し、水害の被害を受けやすい環境にある。

(2) 公助主導の災害対策と自助・共助との相互補完

日本では、古来より防災が社会の発展に必要な開発課題と認識され、為政者が中心となって様々な災害対策を実施してきた。特に、農業国であった日本は、洪水及び干ばつによって農業生産物の収穫、さらには市民の生活が左右された。このため、律令制の時代から行政が中心となって災害対策を行い、戦国・江戸時代においても、堤防の整備や河川の付替えをはじめとした洪水対策が大規模に行われた。

近代国家となって以降、過去の災害経験を踏まえて、河川堤防等のインフラ整備を中心とする構造物(ハード)対策と、災害対策基本法をはじめとした防災関連法の制定と必要に応じた改正、災害発生メカニズムや予測等の研究開発、国民の防災意識の啓発、人材育成といった非構造物(ソフト)対策が両面で進められた。第二次世界大戦後の貧しい時代においても、防災関連予算が国の一般予算の5~8%と高い割合を占めた点や、防災白書に代表される災害関連情報が整備・蓄積された点は特徴的である。このようにハード・ソフト両面から取り組んだ結果、災害による死者数は減少し、経済発展が進んだ。

一方で、1995年の阪神・淡路大震災では、現代の大都市における行政機能が麻痺し、大災害時における行政による応急対応(公助)にも限界があることが

明らかとなった。このため、被災者自身が自らの命を守り（自助）、かつ地域コミュニティ内の住民が相互に支援し合う（共助）重要性が認識された。また、応急対応時において、ボランティアをはじめとする市民社会組織や民間企業等、行政以外のステークホルダーの重要性が認識され、これら関係者が適切に協力できるように災害対策基本法が改正された。この震災を契機に、厚生労働省による災害派遣医療（DMAT）チームの発足、自衛隊の災害派遣要請、警察・消防の広域派遣、地方公共団体の広域支援協定等、体制・法律面での整備も進み、公助が更に強化された。

2011の東日本大震災では、津波により死者・行方不明者併せて2万2千以上の人的被害、17兆円以上の経済被害が発生したことから、最大クラスの巨大な地震・津波による被害を想定した災害対策の検討が進む等、継続的な取り組みが進んでいる。一方で、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた耐震強化策等によって、東日本大震災では地震による建物被害が少なくなったとの報告もある。

（3）日本における防災分野の比較優位性

以上のように、日本では、過去から現在に至るまでのそれぞれの発展段階において、多様な防災関連対策や技術が導入され、市民を含む様々なステークホルダーが参加してきた。これによって、国際協力を行うにあたって他国の開発状況に応じて、最新の技術も含めた幅広い知見を提供することが可能である。

また、日本は、災害や復興経験の蓄積と災害被害を軽減するための知識や技術力を有し、様々なセクターや日常生活に防災の視点が含まれている。このように、いわゆる「災害文化」「防災文化」が発展してきたことは、世界の中でも特異であり、他国には無い比較優位である。

2-2. 日本の防災協力とその発信状況

（1）国連防災世界会議のホストと採択文書

日本政府は防災分野における日本の経験とその比較優位を踏まえ、国連における「国際防災の10年（1990～1999年）」の採択とその実施を主導し、過去3回の国連防災世界会議を招致した。日本は、各会議成果文書の準備プロセスにおいて、日本の経験・主張を発信しており、特に直近の第3回国連防災世界会議（2015年3月）で採択された仙台防災枠組には、日本政府の主張が多く反映された。日本政府は、横浜戦略以来の防災の一義的な責任は各国にある原則を確保した上で、主として①予防段階において災害リスク削減への事前投資が最も重要であること、②そのための法令整備や予算を措置する中央政府防災機関の強化や防災の主流化が必要であること、③災害が起きてしまった場合には災

害前よりも強靱な社会を構築する「Build Back Better（より良い復興）⁶」を目指すことを主張した。日本の主張が反映されたのは、国内における防災の取り組みと、国際協力に高い評価がなされ、今後も期待されていることの表れでもある。

（２）仙台防災協カイニシアティブ

日本政府は、第 3 回国連防災世界会議において「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、仙台防災枠組を推進する立場を明確に示している。具体的な貢献策として、2015 年から 2018 年までの 4 年間に、防災・復興分野で総額 40 億ドルの協力、及び、4 万人の人材育成を行うこととした。同イニシアティブにおいて、防災協力を効果的に実施するために、人間の安全保障のアプローチ及び女性、特に脆弱な立場に置かれやすい人々への配慮と参画を促すことが必要としている。

（３）世界津波の日

日本では東日本大震災の教訓を踏まえて、2011 年に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、11 月 5 日が「津波防災の日」と定められた。また、2015 年 12 月 22 日の国連総会本会議において同じ 11 月 5 日が「世界津波の日」として採択された。これは、日本政府のイニシアティブのもと、国連加盟 142 か国が津波被害削減を目的として共同で提案したものである。採択以降、「世界津波の日」前後には、各国において津波防災啓発のためのイベントが開催され、日本政府は UNDP 等国際機関を通じて、各国で津波防災を啓発するための活動を支援している。JICA も津波関連の協力を実施している国において連携した活動を行っている。

（４）開発協力大綱及び防災に関連する各種政策

2015 年 2 月に日本政府が発表した「開発協力大綱」において、「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」が重点課題の第一に取り上げられている。貧困撲滅は、発展に向けた質の高い成長、災害を含む外的ショックへの強靱性、災害の影響を受けやすい脆弱な層を取り込む包摂性等を含める必要がある。このような課題を抱えている開発途上国に対して防災協力をを行い、強靱性を向上させて貧困の連鎖を断ち切ることにより、貧困問題の解決に貢献、ひいては質の高い成長を実現することが可能になると考えられる。

⁶ 災害を契機として、物理的なインフラの復旧、経済・産業・生計の回復、地域の文化・環境の復旧等を含む適切な災害リスク削減策の実施を通じて、より災害に強い国・社会を構築すること。優先行動 4 の一部として位置付けられている。

3. JICAによる協力・貢献

3-1. JICAにおける防災協力の意義

(1) SDGs 達成への貢献

SDGs の 17 のゴールの中に防災と明示されたものはないが、防災や強靱化の視点がゴール 1（貧困）、2（飢餓・栄養）、9（インフラ・産業）、11（都市）、13（気候変動）に含まれている。ゴール 11 のターゲットの 1 つとして仙台防災枠組に沿って防災を推進していくことが明記されていること、ゴール 1、11、13 の指標の一部が、仙台防災枠組グローバルターゲットの指標と同じものに設定されていることは、開発において防災の主流化が進展した証と言える。

また JICA は「開発協力大綱の下、人間の安全保障を実現する」をミッションとしており、SDGs が求める「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」の考えと合致している。

(2) 日本政府コミットメントへの貢献

JICA は、「防災先進国」の国際協力実施機関として、開発途上国における持続可能な開発に貢献しており、仙台防災協カイニシアティブをはじめ、日本政府による国際協力のコミットメントの実現に貢献する立場にある。特に仙台防災協カイニシアティブは、日本政府の SDGs 実施指針の具体的施策である。また、協力を通じて得られたノウハウや経験を国際場裡で発信し、防災分野の潮流をリードできる立場にある。

3-2. JICAによる防災協力の柱

(1) 仙台防災枠組を推進する事業の実施

JICA は仙台防災枠組の指導原則に則り、第一義的な責任を有する国単位で防災の取り組みを支援する。JICA の協力対象国は多様であり、一国の経済規模が小さく、一度の災害で年間 GDP 以上の経済被害を受ける可能性がある小島嶼国、中進国以上の開発段階にある国、主たる災害が干ばつ、雪害等災害リスク削減策に限界がある国等がある。このため、各国の自然状況や開発段階に応じて、日本の経験に基づいたテイラーメイドの支援を実施していく。また、日本のリソースだけでなく、必要に応じて周辺国で実施した JICA の協力及び専門家の活用（三角協力、南南協力）、さらに複数国を対象とした協力（広域協力）は JICA の強みでもあることから、有効性・効率性の観点から検討する。

JICA は、平時の「抑止・減災」、災害に備える「事前準備」、災害後の「応急対応」、被害からの「復旧・復興」といった災害マネジメントサイクルの全ての段階に協力することが可能であり、特に仙台防災枠組の実施を推進する観

点から、災害発生前の「抑止・減災」「事前準備」の協力を重視（以下①）する。また、協力対象国政府がこれら災害発生前の取り組みを強化し、必要な予算が確保されるように、JICAは中央政府防災機関のリーダーシップの強化（以下②）及び、災害リスクの把握と理解（以下③）推進に係る協力に取り組む。防災分野以外の協力案件においても、新たな災害リスクが発生しないように配慮する。

災害が発生した後は、経済被害を最小限とすることで早期の復旧・復興が可能になることから、平時には効果的な応急対応に向けた能力強化を行い、被災国政府の能力を超える災害の被害が発生した際には、緊急支援物資の供与や国際緊急援助隊の派遣を行い被害の最小化に努める。また、災害に対する事前準備に対する支援、国際ルール策定、域内ネットワーク強化に向けて、日本の経験・知見を積極的に提供する（以下④）。

復旧・復興のプロセスにおいては、災害直後から Build Back Better のコンセプトを含めることとし、「抑止・減災」「事前準備」まで切れ目のない（シームレスな）支援を行う（以下⑤）。日本における Build Back Better の知見及び経験を十分に踏まえ、災害前の防災への取り組みが十分でない国においては、災害を契機に、今後想定される災害（少なくとも当該災害と同程度の災害）に備える「抑止・減災」を進め、より災害に強い社会を構築していく。

協力案件の形成、実施にあたっては、ジェンダー、障害者等、多様性の視点を含めた防災政策、計画、事業の立案、実施となるように留意する。

JICAが設定する防災分野の主要な開発戦略目標は具体的に以下のとおり。

① 持続可能な開発のための防災への事前投資(仙台防災枠組優先行動3に対応)

多様かつ潜在的な災害リスク要因に対し、構造物対策と非構造物対策を適切に組み合わせた防災への事前投資を推進することで、災害の発生を未然に防ぎ、また発生しても最小限の被害に留められるよう支援する。

災害は、人命のみならず国民生活に不可欠な施設や開発に影響を与えることから、持続可能な開発を進める上で、災害の前に防災のための投資を増やすことが重要である。日本は、構造物対策を中心とする防災への事前投資によって持続的な成長を実現しており、先進的な技術も含めて協力対象国に積極的に紹介していく。また、ハード面の対策を効果的、効率的に実施するためには、多様なステークホルダーの能力向上や人材育成を支援することも必要であり、構造物・非構造物両面からバランスよく進めていく。

また、防災以外のインフラ整備においても、開発によって新たな災害リスクを産み出すことがないように、計画段階から十分に配慮を促す。

② 防災への事前投資を推進するための防災体制の強化、防災の主流化（仙台防災枠組優先行動2に対応）

防災関係の法律・基準・戦略等の枠組みを整備し、国内の組織体制を確立していくことで、関係機関の役割を明確にし、連携体制を構築する協力を実施していく。上記①の投資には予算が必要であるが、JICAの協力対象国においては、発生するか分からない自然災害への対応ではなく、目の前に確実に存在している課題への対応に予算が配分される場合がある。このため、防災を進めるためには、ア) 防災を国の重要開発課題と位置づけ、イ) すべての開発において防災の視点を含め、ウ) 防災への予算配分を拡大していくという「防災の主流化」が必要であることから、中央政府の防災担当機関がリーダーシップを持って、他関係機関に対して防災の主流化を推進できるような支援を行う。また、開発計画や予算を所掌する機関に対する働きかけや対話を行っていく。

行政機関同士の調整のみならず、民間部門、学術研究機関、市民社会等関係機関からの必要な知見を防災に反映する法的枠組みや実施体制、必要な予算を確保・配分していく体制を整える支援を行う。さらに、国内のパイロット地域におけるグッドプラクティスを他の地域に普及できるような仕組みづくりを行う。

③ 災害リスクの把握と理解の促進（仙台防災枠組優先行動1に対応）

災害リスクを正しく把握することは、災害対策を適切に計画する上で不可欠である。このため、政策・計画の立案プロセスにおいて、より適切なリスク評価・分析、ハザード・リスクマップの作成、科学技術に基づくデータの蓄積と対策・事業計画への反映、そのための予算の確保につながる支援を行う。また、災害情報や災害リスクを的確に反映させた計画を、行政機関から国民にいたるまで適切に理解し、活用できるように、防災の教育・意識啓発を推進する。

④ 効果的かつ迅速な応急対応のための事前準備（仙台防災枠組の優先行動4に対応）

自然災害の発生を早期に予測し、迅速に災害警報を発信し、避難を実施し、発災直後の人命救助期には速やかに救助活動、災害医療活動を実施することで、人的被害の軽減を図ることが重要である。また、応急対応にかかる第一対応者は被災国の政府、国民であることから災害対応能力向上に向けた技術支援や教訓・知見の共有は極めて重要である。

一方で、国の対応能力を超える規模の災害が発生した場合には、日本を含む各国政府、国際機関、NGOによる緊急援助が実施されることから、効果的効率的な支援のため国際ルールに沿った活動が必要となる。また、災害時に配慮が

必要な層にも適切な対応が必要である。このため、緊急支援における国際ルール策定への貢献、捜索救助・災害医療関係機関の能力強化及び域内連携促進のためのネットワーク強化に向けた支援を実施する。

⑤ Build Back Better の推進（仙台防災枠組優先行動 4 に対応）

災害後の復旧・復興においては、少なくとも当該災害と同程度の災害が発生する場合に（可能な限り今後起こり得る、より大規模の災害にも備えて）、同様の被害が発生しないよう、脆弱性の再現を防ぎ、災害により強い社会を構築するという考え方を発災直後から被災国の政府に対してインプットし制度構築を支援していく。これにより、社会・経済の持続的な発展や生計、環境、文化の復興を含めた「より良い復興」を実現していく。また応急対応から、復旧・復興、次の災害に備えるための事前投資まで切れ目のない支援を実施していく。

（２）日本の経験に基づいた国際場裡での議論のリード

① 仙台防災枠組の実施推進

仙台防災枠組は、日本政府が国内の災害対策の経験・教訓を踏まえて発信してきた内容が反映されている。また、仙台防災枠組の指標を検討するプロセスにおいても、日本政府は、災害関連情報の整備、蓄積に係る知見をもとに、現実的かつ計測可能な指標の設定に貢献した。

短期的には、仙台防災枠組のグローバルターゲットのうち、期限が 2020 年とされているターゲット（e）「国及び地方の防災戦略の策定」に向けて、これまでの協力成果や現場の知見を発信することで達成を支援する。

また、日本は長年防災分野の協力を実施してきており、質・量とも防災分野のトップドナーである。この実績を踏まえて、JICA は主要な国際会議において、仙台防災枠組の推進に貢献した事例を自ら共有し、協力対象国も発信するよう働き掛けていく。

② 大規模災害発生時における Build Back Better の考え方の発信・共有

近年、災害の大規模化と被害額の増加傾向に伴い、応急対応及び復旧・復興のための資金需要も増大しつつある。また、復興のために必要な資金額算定プロセスの定型化（PDNA：Post-Disaster Needs Assessment）が進み、算出が迅速化される傾向にある。応急対応及び復旧初期は国内外から防災に注目が集まりやすく、国民も災害に対する意識が高い時期である。JICA は、被災国政府の復興計画の中に Build Back Better の考えが反映され、脆弱性の再現が起きないように、主要な先方政府関係者や他援助機関に対して、Build Back Better の考え方を説明し、各国における事例を紹介すること、災害により強い社会を構築し、

持続可能な開発の実現に貢献する。

③ 応急対応活動における効率的な国際ルール作り

JICA は、大規模災害発生時に被災国の応急対応力を補うため国際緊急援助隊を派遣するだけでなく、その知見を活かして次の分野で国際ルール作りに向けた議論をリードする。

捜索救助分野においては、捜索救助チームの評価員や各種訓練の質の向上に貢献するために、国際捜索救助諮問グループ関連活動に参画する。

医療分野においては世界保健機関 (WHO) が主導する緊急医療チーム (EMT) イニシアティブへの参画を通じて、開発途上国の国内 EMT (広域支援体制を含む) と国際 EMT を包摂する国際標準の策定を通じた共通運用化に貢献する。

④ 主要な国際会議

国連国際防災戦略事務局 (United Nations Office for Disaster Risk Reduction: UNDRR) が主催する防災グローバル・プラットフォーム会合及びリージョナル・プラットフォーム会合 (アジア、米州) を最大のマイルストーンとして、JICA の主張及び協力成果の発信を行う。また、防災及び復興には予算が必要であることから、各国の財務や国家計画の担当機関が多数参加する国際会議においても持続可能な開発における防災の重要性を発信し、防災の取組みの促進につなげていく。

(3) 他機関との連携

① 各国防災機関とのパートナーシップ強化

国際会議や課題別研修等、JICA が協力を実施している各国防災担当機関が集まる機会を活用して、JICA が協力を実施している各国の防災担当機関同士のパートナーシップを強化する。これにより、日本及び各国の知見を共有し、JICA の防災協力に係るポジションを明確にすることで、各国共通の課題を解決する場とする。当面、JICA による防災分野の協力案件が多いアジア及び中南米地域での実施を検討する。

② 国際機関・ドナーとの連携

UNDRR は、国連において仙台防災枠組の進捗を全世界でモニタリング、フォローする機関である。JICA は、UNDRR と 2015 年 3 月 17 日に業務協力協定を締結した。短期的には、中央政府の防災計画策定支援、及び、同様に地方政府の防災計画策定を中央政府が支援できる枠組み整備の支援が効果的に行われるよう、UNDRR との連携を検討する。

他国際機関・ドナーとの連携については、連携そのものを目的化することなく、仙台防災枠組に基づいた対象国の防災推進に資する連携か、日本の防災分野の経験・ノウハウを広く発信できるか等の判断基準で事案ごとに検討した上で、連携を行っていく。

③ 国内関係者との連携

日本国内における地方公共団体、学术界、産業界、市民社会等のステークホルダーは、開発途上国における効果的な防災協力及び知見の発信を実施していく上で重要なパートナーである。各国における防災の推進において優先すべき課題解決に資するかを判断し、連携を実施、強化していく。また、JICAがこれら国内関係者間の結節点としての役割も併せて果たしていく。

(4) JICA 協力における防災の主流化、ナレッジの蓄積

① 防災以外の協力案件における防災配慮

防災の主流化の取り組みとして、JICAのすべての分野課題に防災の視点を含める「防災配慮」のプロセスを検討する。短期的には自然災害への配慮が事実上含まれている都市・地域開発、運輸交通分野を代表とする公共インフラ整備案件を対象に現状の防災配慮の状況を確認し、必要に応じて配慮のプロセスを検討していく。

また、政府庁舎、学校、病院といった公共施設は災害発生後の対応拠点、あるいは避難場所としての機能が期待されるため、これら施設の整備案件においては、災害に対しより強くすることが求められている場合が多い。また基礎的なサービスを提供する施設でも同様であるが、防災配慮を行うことで、追加的な経費が発生し、限られた予算で必要なサービスを確保できなくなる可能性もある。また、元々災害を受けやすい場所に存在する施設を改修・整備する場合、被害を受けないために別の場所に移転すると、本来目指すべき開発効果が得られない可能性も懸念される。このように防災を配慮する際に解決すべき課題は多いが、このような事例を蓄積することで、適切な防災配慮を含む協力内容の精査を進めていく。

② 知見の体系化と発信、専門知識、マネジメントスキルの向上

日本国内外に存在する知見を蓄積・体系化し、JICAの国際協力に活用可能な知見を関係者間で共有する。また、防災分野の協力を担当する職員が効果的に計画・実施・評価できるよう、必要な専門知識・スキルの向上を行う。また、防災を直接担当しない部署においても必要に応じて防災の視点を含められるように、関連セミナーの実施、情報の蓄積・共有等を行う。

3-3. 開発段階及び各地域の特徴に応じた防災分野の協力内容

各地域への協力の方向性を踏まえて決定していく。現在想定している協力内容は以下のとおり。ただし、今後支援リソースと調整を要する点に留意。

(1) アジア

中央政府の防災機関の能力向上パッケージ化（災害データ収集、指標とりまとめ支援等）、気象観測・予警報、水害対策、地震リスク分析と耐震強化、津波対策、応急対応能力向上支援、Build Back Better 支援

(2) 大洋州・カリブ・インド洋諸島等小島嶼国

小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた開発段階に応じた協力、地域の防災枠組みの活用検討（但し、大洋州とカリブをまとめて 1 つのカテゴリと捉えるのではなく、地域ごとの特色に留意）

(3) 中南米

地震・津波・ハリケーンといった地域共通課題への対応、中米地域の防災枠組みを活用した協力の推進、防災人材の育成を通じた域内諸国への支援

(4) アフリカ

洪水対策・気象等、日本の経験を活用した協力が可能な国への人材育成を中心とした支援、農業・インフラ整備等における防災の主流化推進

(5) 中東・欧州

地震・洪水対策といった自然災害への対応に加えて、紛争後の復興に係る支援についても災害後の経験をもとに配慮する。

以 上